住所　岩手県北上市さくら通り５丁目20番16号
氏名　美江　昭和51年10月19日生
住所　東京都品川区西五反田２丁目15番13―806号
氏名　金智紗　昭和63年10月８日生
住所　京都市北区大宮開町13番地19
氏名　金都賢　平成３年12月８日生
住所　大阪市生野区中川西１丁目11番16号
氏名　張有香　昭和44年２月17日生
氏名　高香菜　平成２年６月12日生
氏名　高千聖　平成４年６月21日生
氏名　高翔平　平成６年10月26日生
住所　大阪市生野区勝山南４丁目２番10号
氏名　高真利　平成８年４月17日生
住所　兵庫県尼崎市東七松町１丁目９番20―203号
氏名　林偉飛　昭和59年１月２日生
住所　千葉県佐倉市生谷436番地１
氏名　オノ・リュウセイ　平成17年５月18日生
住所　東京都葛飾区西亀有１丁目２番１―508号
氏名　呉眞吉　昭和37年２月25日生
氏名　大映子　昭和39年１月22日生
氏名　呉英樹　平成９年９月18日生
氏名　呉裕理　平成16年７月８日生
住所　東京都中央区勝どき１丁目３番１―1714号
氏名　崔美亜　昭和54年９月26日生
住所　広島市中区袋町２番23号
氏名　李愛美　昭和62年10月７日生
住所　大阪府和泉市はつが野３丁目16番12号
氏名　藩麗娜　昭和49年３月29日生
住所　兵庫県姫路市岩端町179番地11
氏名　林由美子　昭和48年７月27日生
住所　奈良県大和高田市幸町４番８―305号
氏名　盧代林　平成３年１月15日生
住所　奈良市法蓮町189番地３
氏名　喬石磊　昭和58年６月２日生
住所　滋賀県草津市笠山２丁目３番76―203号
氏名　孫健東　平成７年12月１日生
住所　兵庫県宝塚市すみれが丘１丁目１番４号
氏名　金弘美　昭和27年７月19日生
氏名　金弘宣　昭和57年４月27日生
氏名　善任　昭和53年３月５日生
氏名　金心花　平成23年７月18日生
氏名　金心　平成25年８月17日生
氏名　金心福　平成27年３月30日生
氏名　金心士朗　平成29年５月12日生
住所　東京都品川区南大井３丁目19番11号
氏名　林謙鏢　昭和63年11月16日生
住所　大阪府東大阪市西石切町７丁目６番13―515号
氏名　張海燕　昭和58年１月２日生
氏名　李佳恩　平成27年５月４日生
住所　広島県安芸郡海田町大立町５番18―202号
氏名　エリカ・ケイコ・キワキ・ヤタコ　平成４年４月27日生
住所　大阪市東成区玉津３丁目11番29―406号
氏名　譚書海　昭和60年12月17日生
住所　東京都豊島区高田１丁目４番３号
氏名　崔春燕　平成元年５月６日生

○財務省告示第三百四十七号

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を、財務大臣が特に指示する場合のほか、次のように定め、平成三十年四月一日から適用し、支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十八年十二月財務省告示第三百六十六号）は、同日から廃止する。

平成二十九年十二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨一一二円
二　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一四三円
三　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一二四円
四　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨八六円
五　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨八六円
六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨八〇円
七　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨一一三円
八　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一三円
九　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨三一六円
十　中華人民共和国（香港特別行政区）通貨　一香港・ドルにつき本邦通貨一四円
十一　デンマーク通貨　一デンマーク・クローネにつき本邦通貨一七円
十二　ノルウェー通貨　一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一三円
十三　ロシア通貨　一〇〇ルーブルにつき本邦通貨一九〇円
十四　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨三一円
十五　チェコ通貨　一〇〇コルナにつき本邦通貨四六九円
十六　ニュージーランド通貨　一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨八〇円
十七　サウジアラビア通貨　一リヤールにつき本邦通貨三一円

○財務省告示第三百四十八号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を次のように定め、平成三十年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十八年十二月財務省告示第三百六十七号）は、同日から廃止する。

平成二十九年十二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨一一二円
二　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一二四円
三　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一三円
四　ブラジル通貨　一レアルにつき本邦通貨三五円
五　ウルグアイ通貨　一〇〇ウルグアイ・ペソにつき本邦通貨三九二円
六　インド通貨　一〇〇インド・ルピーにつき本邦通貨一七一円
七　パキスタン通貨　一〇〇パキスタン・ルピーにつき本邦通貨一〇九円
八　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨三一六円
九　ミャンマー通貨　一、〇〇〇チャットにつき本邦通貨八二円
十　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨八六円
十一　メキシコ通貨　一〇〇メキシコ・ペソにつき本邦通貨五八六円
十二　ペルー通貨　一ソルにつき本邦通貨三四円
十三　インドネシア通貨　一〇、〇〇〇ルピアにつき本邦通貨八四円
十四　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一四三円
十五　中華人民共和国通貨　一元につき本邦通貨一六円
十六　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨一一三円
十七　スリランカ通貨　一〇〇スリランカ・ルピーにつき本邦通貨七四円
十八　アルゼンチン通貨　一〇〇アルゼンチン・ペソにつき本邦通貨六九三円
十九　大韓民国通貨　一、〇〇〇ウォンにつき本邦通貨九八円
二十　フィリピン通貨　一〇〇フィリピン・ペソにつき本邦通貨二二三円
二十一　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨八六円
二十二　トルコ通貨　一トルコ・リラにつき本邦通貨三一円
二十三　ドミニカ共和国通貨　一〇〇ドミニカ・ペソにつき本邦通貨二三七円
二十四　チリ通貨　一〇〇チリ・ペソにつき本邦通貨一七円
二十五　ニュージーランド通貨　一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨八〇円
二十六　ラオス通貨　一、〇〇〇キップにつき本邦通貨一四円
二十七　エジプト通貨　一〇〇エジプト・ポンドにつき本邦通貨六二七円
二十八　セルビア通貨　一〇〇セルビア・ディナールにつき本邦通貨一〇二円
二十九　ノルウェー通貨　一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一三円
三十　デンマーク通貨　一デンマーク・クローネにつき本邦通貨一七円
三十一　南アフリカ共和国通貨　一〇〇ランドにつき本邦通貨八四一円
三十二　中華人民共和国（香港特別行政区）通貨　一香港・ドルにつき本邦通貨一四円
三十三　マレーシア通貨　一リンギにつき本邦通貨二六円
三十四　キューバ通貨　一キューバ・ペソにつき本邦通貨一一二円